

## 多治見市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多治見市地域公共交通会議規約第10条の規定に基づき、多治見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事
- (2) 交通会議の資料作成に関する事
- (3) 交通会議の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 現金等の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(公印の取扱い)

第4条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

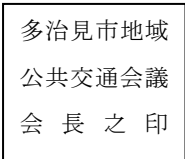
(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
多治見市 地域公共 交通会議 会長の印		てん書	20×20	会長名を もって発 する文書	1	事務局長